

達成度：H23.3.31 の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

住民課の目標（平成 22 年度）自己評価書

住民課長 秋 元 廣

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
<p>1 戸籍、住民票等交付業務の充実（住民班）</p> <p>①戸籍、住民基本台帳、外国人登録等の正確で適正な管理及び②月 1 度の日開庁②住民票の電話予約制度③窓口番号制度を実施し住民の利便性の向上に努めていきます。</p> <p>また、⑤平成 22 年度（平成 22 年 10 月）から戸籍電算システムの運用を開始することにより、戸籍事務の効率化、迅速化による一層の住民サービスの向上に努めていきます。</p>	<p>4</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p>	<p>① 個人情報保護に配慮しながら戸籍、住民基本台帳など適正な管理と迅速、親切な窓口サービスを行うことができた。</p> <p>② 毎月最終の日曜日に開庁し、住民票の写しなど各種証明書の交付を行う窓口業務を実施し、利便性の向上を図ることができた。</p> <p>③ 執務時間内に住民票を窓口へ取りに来られない住民のため、電話予約による休日交付を行い、利便性の向上を図ることができた。</p> <p>④ 個人情報保護の観点から、番号札による受付を行い、個人情報に配慮した窓口サービスを行うことができた。</p> <p>⑤ 戸籍電算システムの運用を開始し、戸籍事務の効率化・迅速化による住民サービスの向上を図ることができた。</p>

<p>2 国保財政の健全化（国保班）</p> <p>国民健康保険事業の健全な運営を確保し、疾病等による保険給付を適正に行うため、国保税等の財源の確保に努めるとともに、レセプト点検等による医療費の適正化を進めることにより、安定した国保財政を確保に努めます。</p>	4	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検（1年間分）を実施したことにより、医療費の適正化を図ることができた。
<p>3 国保における保健事業の推進（国保班）</p> <p>糖尿病等の生活習慣病の発病や重症化を予防し、メタボリックシンドロームの該当者等を減少させるため、特定健診及び特定保健指導を実施することにより、被保険者の健康増進並びに医療費の適正化を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率の目標・・・47% ・特定保健指導の実施率の目標・・・35% 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者全員へ受診案内を行ったが、健診受診率、保健指導率共に目標を下回る結果となったが、国が定めた目標値が高い数値で設定されており、県平均と比較すると平均値に近い数値となっている。 ・特定健康診査受診率・・・33%（見込） ・特定保健指導の実施率・・・26%（見込） <p>（参考）平成21年県平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率・・・34% ・特定保健指導の実施率・・・26%
<p>4 後期高齢者医療（長寿医療）制度の執行（国保班）</p> <p>75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度について、被保険者の資格・医療の給付並びに保険料の賦課徴収等が適切に執行できるよう、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図っていきます。</p>	4	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を密接に行ったことで、被保険者の資格・医療の給付並びに保険料の賦課徴収等が適切に執行できた。
<p>5 年金制度の啓発（年金班）</p> <p>年金相談や広報活動により年金制度の意義・役割についての周知に努めるとともに、平成22年1月1日より日本年金機構が発足し社会保険庁が廃止されたため、関係機関の組織や名称に変更がありましたので、その周知にも努めていきます。また、年金の給付については国民年金、厚生年金、共済年金等の年金制度ごとに請求先が異なるため、幕張年金事務所との連携を密にし、請求申請等の情報提供に努めます。</p>	4	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での職員による年金相談や社会保険労務士による年金相談を実施するとともに、広報ニュースイへの年金関連記事の掲載により、年金制度の普及啓発と日本年金機構の発足について周知を図ることができた。

<p>6 町民からの意見、要望等広聴の充実（町民相談室）</p> <p>町内の公共施設に町長への手紙の用紙と封筒を設置し、広く町民の方々からのご意見をいただきながら、町政の運営に役立ってます。</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に受理した38件の意見、要望を把握、検討し町政の運営に役立てることができた。 また、その内容を回覧により公表することができた。
---	----------	---